

(一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年2月26日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 入札物件名
健康推進課分室デジタル複合機賃貸借・保守
- 2 入札物件の数量及び特質
カラーデジタル複合機（乾式）（1台）
- 3 契約期間
契約締結日～令和13年2月28日
- 4 納入場所
奈良市法蓮町757 奈良総合庁舎4階 健康推進課分室
- 5 その他詳細は仕様書によります

第2 入札方法

- 1 入札は、1か月あたりの「機器賃貸借料」と「保守メンテナンス料」の合計金額で行います。落札決定にあたっては、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
なお、上記「保守メンテナンス料」とは、仕様に記載している平均印刷予定枚数にモノクロ及びカラー複写プリント1ページあたりの単価（小数点以下第二位まで記載）を乗じて算出した金額です。
- 2 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htmから確認できます。）
- 3 郵便入札の可否 否
- 4 その他詳細は入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 入札日の時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目B1オフィス用品に登録をしている者であること。
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期

間中でない者であること。

- 4 この公告に示した調達物品の規格に合致した機器を確実に納入し得る者であって、かつ、当該機器に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。
- 5 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書5で示す書類を奈良県福祉保険部健康推進課難病・医療支援係（第6の1で示す場所）に提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

第5 入札日程

- 1 入札説明会の日時及び場所
実施しません。
- 2 競争入札参加資格確認申請
令和8年3月13日（金）16時まで
- 3 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ）
令和8年3月25日（水）12時まで
- 4 開札（電子入札システムによる開札）
令和8年3月25日（水）13時から
- 5 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

- 1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県福祉保険部 医療政策局 健康推進課 難病・医療支援係
電話番号 0570-087-555
（平日：8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。））
- 2 電子入札システムの操作に関すること
電子入札総合ヘルプデスク
電話番号：0570-021-777
（平日：9時から17時30分まで（12時から13時までを除く。））
Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第7 その他

- 1 入札保証金
奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。）第4条に定めるところによります。
- 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
 - (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
 - (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
 - (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
 - (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
 - (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
 - (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
 - (8) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札
 - (9) その他、入札に関する条件に違反した入札
- 3 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 4 調達手続の停止等
この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この調達手続について停止等の措置を行う場合があります。
- 5 契約書作成の要否
要します。
- 6 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 7 契約保証金
契約の相手方は、契約金額(単価に仕様書で示した予定印刷枚数、契約月数を乗じて得た額)の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。
- 8 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 長期継続契約に伴う予算の減額等

この契約は長期継続契約（契約日から令和13年2月28日まで）として締結するため、翌年度以降の予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除する場合があります。

(契約書記載例)

(予算の減額又は削除に係る契約の解除等)

第〇条

- 1 甲（奈良県）は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙（委託会社）に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。
- 2 甲が前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は当該損害の賠償を請求することができる。

11 その他

詳細は、入札説明書によります。